

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい。

その他手続きなどの支援（特例措置）

1. 社会保険料等

（1）厚生年金保険料・健康保険料等の納付期限の延長と納付の猶予

（納付期限の延長）

熊本地震による災害に伴い、対象地域（熊本県）に所在地を有する事業所・船舶所有者について、厚生年金保険料等の納期限が延長されます。

厚生年金保険料等の預金口座からの引き落としは納期限が延長されている間は停止します。

（納付の猶予）

事業所が災害により、財産に相当な損害を受け、納付者が納付すべき保険料（厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料、子ども・子育て拠出金）を一時に納付することが出来ないと認められるときは、申請により、厚生年金保険料等の納付の猶予を受けることができます。

詳しくは被災者専用フリーダイヤル（0120-558-656）またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

【出典】日本年金機構『熊本県熊本地方を震源とする地震により被害を受けられた皆様へ』
<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2016/20160418.html>

厚生労働省『平成 28 年熊本地震関連情報』
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431.html>

（2）労働保険料等

（納期限の延長と納付の猶予）

厚生年金保険料等と同様に熊本県内に所在する事業場については労働保険の申告書の提出期限、労働保険料等の納期限を延長しています。

延長期間は、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっていません。決まりましたら、厚生労働省のホームページ等で周知を行うこととしています。

【出典】厚生労働省『平成 28 年熊本地震に伴う労災・適用徴収に関するQ & A』
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagaku/0000123837.pdf>

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい。

3. 預貯金・手形ほかの金融関係の措置

九州財務局、日本銀行熊本支店は、災害の状況を踏まえて、銀行・信用金庫、信用組合、証券会社、保険会社における各種手続に必要な提出資料の簡便化や、払い戻し支払時等に迅速・柔軟な対応を行うよう金融機関に要請しています。

（1）手形の扱いについて

今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。

また今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。

（2）預貯金についての措置

- ①預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに應じる。
- ②届出の印鑑のない場合には、拇印にて應じる。
- ③事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに應じる。また、これを担保とする貸付にも應じる。

（3）融資についての措置

- ①災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じる。

（4）その他の措置

- ①汚れた紙幣の引換えに應じる。
- ②国債を紛失した場合の相談に應じる。

【出典】九州財務局『平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害に対する金融上の措置について』

<http://kyusyu.mof.go.jp/rizai/pagekyusyuhp016000094.html>

5. 許認可の有効期間

今般、平成 28 年熊本地震による災害が特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定されるとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことが決定されました。満了日が延長される具体的な行政上の権利利益等は、各省庁が告示により指定することになります。

総務省では、平成 28 年 5 月 11 日現在で告示されたもの（予定のものを含む。）は次

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい。

の通りです。

【存続期間（有効期間）が延長される許認可一覧】

http://www.soumu.go.jp/main_content/000417709.pdf

（許認可等の満了日が延長される主な例）

- ・ 運転免許 ・ 薬局の開設、医薬品販売業の許可 ・ 飲食店営業の許可
- ・ 無線局の免許 等

【出典】総務省『平成 28 年熊本地震において適用される「行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置」について』

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_02000045.html

6. 医療機関での受診についての措置

熊本地震で被災された方が、医療機関などで診療を受ける際に、医療機関等の窓口で、次の①～③に該当する旨を申告することで、一部負担金の支払いが猶予されます。

- ①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負ったり、行方不明である旨
- ③主たる生計維持者が業務を休止・廃止した旨や失職して現在収入がない旨

（猶予の対象）

一部負担金の支払いが猶予されるのは、次の保険者に加入されている方です。

- ・ 熊本県全域の市町村国保、熊本県後期高齢者医療
- ・ 協会けんぽ、熊本県内に所在する健保組合（いずれも熊本県内に住所がある方）

（猶予された負担金の免除）

熊本県内すべての市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽに加入している方については、猶予された一部負担金は免除されます。

介護保険の利用料についても、同様の免除措置があります。

（取扱期間）

この取扱は、平成 28 年 7 月末までです。

【出典】厚生労働省『熊本地震で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます』

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122592.html>

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい。

7. 保険

九州財務局、日本銀行熊本支店は、災害の状況を踏まえて、銀行・信用金庫、信用組合、証券会社、保険会社における各種手続に必要な提出資料の簡便化や、払い戻し支払時等に迅速・柔軟な対応を行うよう金融機関に要請しています。

- 保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等については、申し出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講ずること。
- 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

【出典】九州財務局『平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害に対する金融上の措置について』

<http://kyusyu.mof.go.jp/rizai/pagekyusyuhp016000094.html>